



発行 東京都

目次

告示

- 東京都統計調査条例による統計調査の名称等……………（総務局統計部社会統計課）…一
  - 特定計量器定期検査の実施（三件）……………（生活文化スポーツ局計量検定所検査課）…三
  - 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…三
  - 国民健康保険組合規約の一部変更届出……………（保健医療局保健政策部国民健康保険課）…四
- 公 告
- 特定非営利活動法人の認定……………（生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課）…四
  - 開発行為に関する工事完了……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…四
  - 東京都環境影響評価条例に基づく工事完了の届出……………（環境局総務部環境政策課）…四
- 告 示
- 東京都告示第千二百九十五号
  - 東京都統計調査条例（昭和三十三年東京都条例第十五号）第三条の規定により、統計調査の名称等を次のとおり

告示する。

令和五年十二月二十五日

東京都知事 小池 百合子

一 統計調査の名称

東京都生計分析調査（都指定統計調査第二号）

二 目的

東京都民の生計の実態を明らかにするための基礎資料を得ること。

三 調査事項

- (一) 毎月の収入及び支出に関する事項
- (二) 年間収入に関する事項
- (三) 世帯の構成員及び住居に関する事項
- (四) (一)から(三)までに掲げる事項のほか、生計に関する事項

四 対象の範囲

東京都の区域内に居住する世帯のうち、知事が選定した世帯

五 実施方法

統計調査員が調査票を調査世帯ごとに配布し、及び回収し、並びに質問することにより行う。

六 調査時期

令和六年一月一日から令和十年十二月三十一日まで（調査は、毎月行う。）

七 調査票

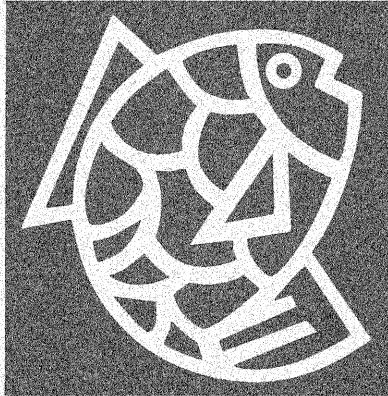
第一号様式から第三号様式までのとおり



都指定統計調査第2号



# 生計分析調査



年 月 1 期分

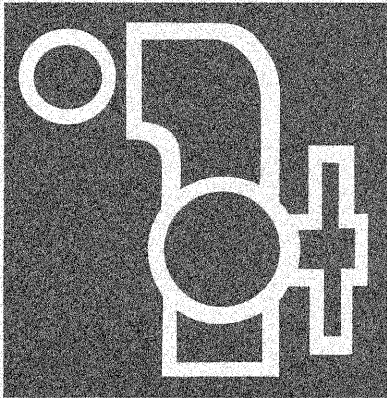
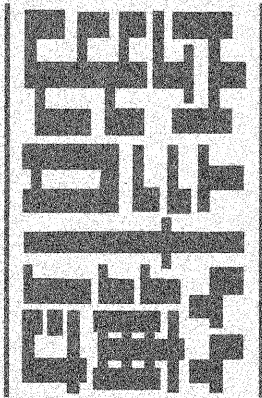
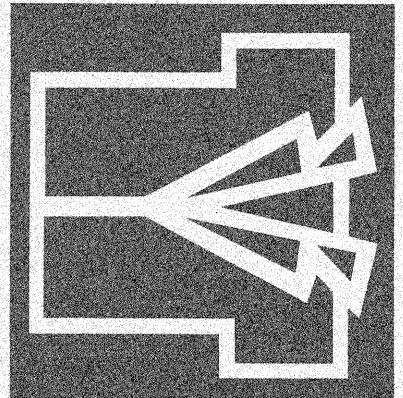
(1日から15日まで)

1 勤 勞 2 無 職 3 勤・無以外

住所村番号 単位区符号 調査世帯番号 一連世帯番号

記入開始からの月数 世帯人員 就業人員

か 月 目 人 人



## I 口座自動振替による支払

支払内訳 (種類、品名等)	今月の支払分 金額(円)	備考
1 電気料金 ( ) 月分)		
2 都市ガス料金 ( ) 月分)		
3 プロパンガス料金 ( ) 月分)		
4 水道料金 ( ) 月～ 月分)		
5 NHK放送受信料金 ( ) 月～ 月分)		
6 インターネット接続料 ( ) 月分)		
7 固定電話通信用料 ( ) 月分)		
8 携帯電話通信用料 ( ) 月分)		
9 うち 携帯電話事業者による 有料コンテンツ利用料		
10 代行業者による 有料コンテンツ利用料以外の買い物代等		
11 うち 機器代金分割支払分(電話機器代金等)		
12 ケーブルテレビ等受信料 [ 該当するものすべてを記入してください ] ( ) 月分)		
インターネット接続料・固定電話代・携帯電話代・その他 ( ) 月分)		
13 新聞代 ( 一般的な商業新聞 ( ) 月分) ・その他 ( ) 月分)		
14 住宅ローンの返済 ( ) 月分)		
15 家賃(公営・民営・給与・他) ( ) 月分)		
16 共益費又は管理費 ( ) 月分)		
17 月極駐車場料金 ( ) 月分)		
18 学校給食費 ( ) 月分)		
19 学校授業料 ( ) 月分)		
20 PTA会費 ( ) 月分)		
21 学校教材費 ( ) 月分)		
22 保育所・幼稚園の保育料 ( ) 月分)		
23 国民年金掛金 ( ) 月分)		
24 ( ) 保険料(積立・掛捨て) ( ) 月分)		
25 ( ) 保険料(積立・掛捨て) ( ) 月分)		
26 ( ) 保険料(積立・掛捨て) ( ) 月分)		
27 クレジットカード払いの返済 ( ) 月分)		
合 計		

I 口座自動振替による支払(つづき)

支払内訳 (種類、品名等)	今月の支払分金額(円)	備考
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		
44		
45		
46		
47		
48		
49		
50		
51		
52		
53		
54		
合計		

II 口座への入金(給与・年金等) [世帯主]

日々の給与

日付	収入項目	支給額 (円)	控除又は納付項目	控除又は納付額 (円)
1	本給 ( 月分 )		所得税	
2	扶養 ( 家族 ) 手当		住民税	
3	住宅手当		健康保険料	
4	通勤手当 ( か月分 )		介護保険料	
5	時間外手当		厚生年金保険料	
6	手当		雇用保険料	
7	手当		財形貯蓄 ( 年金・住宅一般 )	
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
口座振込額				

賞与

日付	収入項目	支給額 (円)	控除又は納付項目	控除又は納付額 (円)
1	賞与 ( ボーナス )		所得税	
2			健康保険料	
3			介護保険料	
4			厚生年金保険料	
5			雇用保険料	
6			財形貯蓄 ( 年金・住宅一般 )	
7				
8				
9				
口座振込額				

年金・その他の収入

日付	収入項目	支給額 (円)	控除又は納付項目	控除又は納付額 (円)
1	( ) 年金		介護保険料	
2	( ) 年金		後期高齢者医療保険料	
3	( ) 年金		所得税 雑所得税 及び	
4			復興特別所得税	
5			個人住民税	
6			国民健康保険料 ( 税 )	
7				
8				
9				
口座振込額				

II 口座への入金(給与・年金等) [世帯主の配偶者]

日々の給与

日付	収入項目	支給額 (円)	控除又は納付項目	控除又は納付額 (円)
1	本給( )月分)		所得	
2	扶養(家族)手当		住民税	
3	住宅手当		健康保険料	
4	通勤手当( )月分)		介護保険料	
5	時間外手当		厚生年金保険料	
6	手当		雇用保険料	
7	手当		財形貯蓄(年金・住宅一般)	
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
口座振込額				

賞与

日付	収入項目	支給額 (円)	控除又は納付項目	控除又は納付額 (円)
1	賞与(ボーナス)		所得	
2			健康保険料	
3			介護保険料	
4			厚生年金保険料	
5			雇用保険料	
6			財形貯蓄(年金・住宅一般)	
7				
8				
9				
口座振込額				

年金・その他の収入

日付	収入項目	支給額 (円)	控除又は納付項目	控除又は納付額 (円)
1	( )年金		介護保険料額	
2	( )年金		後期高齢者医療保険料額	
3	( )年金		所得控除額及び	
4			個人住民税額	
5			国民健康保険料(税)額	
6				
7				
8				
9				
口座振込額				

II 口座への入金(給与・年金等) [世帯主との続柄 (世帯主との続柄を記入して下さい。)]

日々の給与

日付	収入項目	支給額 (円)	控除又は納付項目	控除又は納付額 (円)
1	本給( )月分)		所得	
2	扶養(家族)手当		住民税	
3	住宅手当		健康保険料	
4	通勤手当( )月分)		介護保険料	
5	時間外手当		厚生年金保険料	
6	手当		雇用保険料	
7	手当		財形貯蓄(年金・住宅一般)	
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
口座振込額				

賞与

日付	収入項目	支給額 (円)	控除又は納付項目	控除又は納付額 (円)
1	賞与(ボーナス)		所得	
2			健康保険料	
3			介護保険料	
4			厚生年金保険料	
5			雇用保険料	
6			財形貯蓄(年金・住宅一般)	
7				
8				
9				
口座振込額				

年金・その他の収入

日付	収入項目	支給額 (円)	控除又は納付項目	控除又は納付額 (円)
1	( )年金		介護保険料額	
2	( )年金		後期高齢者医療保険料額	
3	( )年金		所得控除額及び	
4			個人住民税額	
5			国民健康保険料(税)額	
6				
7				
8				
9				
口座振込額				

日付		前期からの繰越金(円) (手持ち現金)		現金収入(円)		現金支出(円)	
日							
月							
<b>Ⅲ 現金収入又は現金支出</b>							
1	収入の品名及び用途	現金収入(円)	現金支出(円)				
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
合計							
本日の現金残高(円)							

品名、用途及び購入方法 該当する番号を○で囲んでください。 →	1 電子マネー 2 現金 3 商品券 4 口座振込 5 現金 6 現金 7 現金							金額 自分の庄の商品は 販売額を記入します。 (円)
	1	2	3	4	5	6	7	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								

備考 [ ]

日 付		現金収入又は現金支出 収入の種類及び用途	現金収入(円)	現金支出(円)
日				
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
合 計				
本日 本日		本日の現金残高(円)		

第1号様式

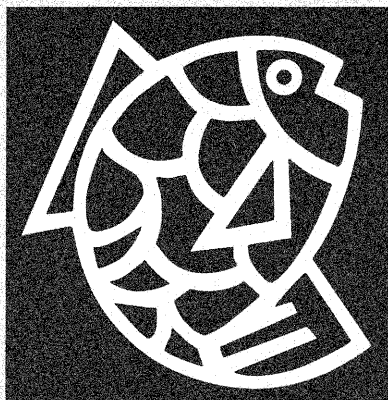


都指定統計調査第2号



東京都

生計分析調査



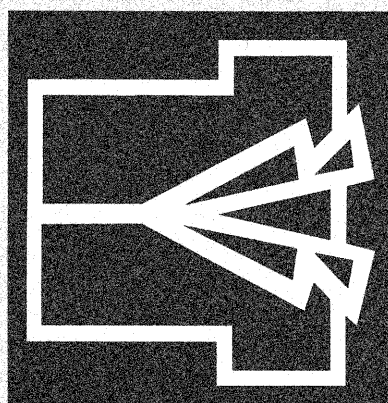
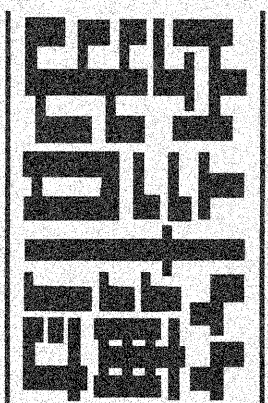
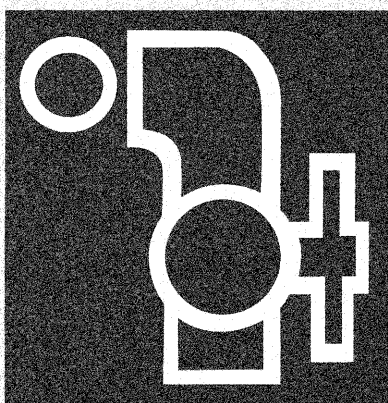
年 月 2 期分  
(16日から末日まで)

1 勤 勞 2 無 職 3 勤・無以外

〒町村番号 単位区符号 調査世帯番号 一連世帯番号

記入開始からの月数 世帯人員 就業人員

か月日 人 人



I 口座自動振替による支払

支払内訳 (種類、品名等)	今月の支払分 金額(円)	備考
1 電気料金 ( ) 月分)		
2 都市ガス料金 ( ) 月分)		
3 プロパンガス料金 ( ) 月分)		
4 水道料金 ( ) 月～ 月分)		
5 NHK放送受信料金 ( ) 月～ 月分)		
6 インターネット接続料 ( ) 月分)		
7 固定電話通信用料 ( ) 月分)		
8 携帯電話通信用料 ( ) 月分)		
9 うち 携帯電話事業者による有料コンテンツ利用料		
10 うち 代行徴収分 有料コンテンツ利用料以外の買い物代等		
11 うち 機器代金分割支払分(電話機器代金等)		
12 ケーブルテレビ等受信料【番組料は下の内訳が基本となる場合は、番組料のみの支払を認めます。】 ( ) 月分)		
13 インターネット接続料・固定電話代・携帯電話代・その他( )		
14 新聞代 ( 一般的な読者新聞類 ( 発行部数が少ない新聞を含む) ・その他) ( ) 月分)		
14 住宅ローンの返済 ( ) 月分)		
15 家賃(公営・民営・給与・他) ( ) 月分)		
16 共益費又は管理費 ( ) 月分)		
17 月極駐車場料金 ( ) 月分)		
18 学校給食費( ) ( ) 月分)		
19 学校授業料( ) ( ) 月分)		
20 PTA会費( ) ( ) 月分)		
21 学校教材費( ) ( ) 月分)		
22 保育所・幼稚園の保育料( ) ( ) 月分)		
23 国民年金掛金( ) ( ) 月分)		
24 ( ) 保険料(独立・掛捨て) ( ) 月分)		
25 ( ) 保険料(独立・掛捨て) ( ) 月分)		
26 ( ) 保険料(独立・掛捨て) ( ) 月分)		
27 クレジットカード払いの返済 ( ) 月分)		
合 計		

I 口座自動振替による支払(つづき)

支払内訳 (種類、品名等)	今月の支払分 金額(円)	備考
28		
29		
30		
31		
32		
33		
34		
35		
36		
37		
38		
39		
40		
41		
42		
43		
44		
45		
46		
47		
48		
49		
50		
51		
52		
53		
54		
合 計		

II 口座への入金(給与・年金等) [世帯主]

日々の給与

日付	収入項目	支給額 (円)	控除又は納付項目	控除又は納付額 (円)
1	本給 ( 月分 )		所得	税
2	扶養 ( 家族 ) 手当		住民	税
3	住宅 手当		健康	保険料
4	通勤手当 ( か月分 )		介護	保険料
5	時 間 外 手 当		厚生	年金保険料
6	手 当		雇用	保険料
7	手 当		財形貯蓄 ( 年金・住宅一般 )	
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
			口座振込額	

賞与

日付	収入項目	支給額 (円)	控除又は納付項目	控除又は納付額 (円)
1	賞与 ( ボーナス )		所得	税
2			健康	保険料
3			介護	保険料
4			厚生	年金保険料
5			雇用	保険料
6			財形貯蓄 ( 年金・住宅一般 )	
7				
8				
9				
			口座振込額	

年金・その他の収入

日付	収入項目	支給額 (円)	控除又は納付項目	控除又は納付額 (円)
1	( ) 年金		介護	保険料額
2	( ) 年金		後期高齢者医療保険料額	
3	( ) 年金		所得控除等税額	
4			個人住民税額	
5			国民健康保険料 ( 特 ) 額	
6				
7				
8				
9				
			口座振込額	

II 口座への入金(給与・年金等) [世帯主の配偶者]

日々の給与

日付	収入項目	支給額 (円)	控除又は納付項目	控除又は納付額 (円)
1	本給 ( 月分 )		所得	税
2	扶養 ( 家族 ) 手当		住民	税
3	住宅 手当		健康	保険料
4	通勤手当 ( か月分 )		介護	保険料
5	時 間 外 手 当		厚生	年金保険料
6	手 当		雇用	保険料
7	手 当		財形貯蓄 ( 年金・住宅一般 )	
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
			口座振込額	

賞与

日付	収入項目	支給額 (円)	控除又は納付項目	控除又は納付額 (円)
1	賞与 ( ボーナス )		所得	税
2			健康	保険料
3			介護	保険料
4			厚生	年金保険料
5			雇用	保険料
6			財形貯蓄 ( 年金・住宅一般 )	
7				
8				
9				
			口座振込額	

年金・その他の収入

日付	収入項目	支給額 (円)	控除又は納付項目	控除又は納付額 (円)
1	( ) 年金		介護	保険料額
2	( ) 年金		後期高齢者医療保険料額	
3	( ) 年金		所得控除等税額	
4			個人住民税額	
5			国民健康保険料 ( 特 ) 額	
6				
7				
8				
9				
			口座振込額	



II 口座への入金(給与・年金等) [世帯主との精記柄 (世帯主の精記柄を記入してください。)]

日付	収入項目	支給額 (円)	控除又は納付項目	控除又は納付額 (円)
1	本給 ( ) 月分)		所得税	
2	扶養(家族)手当		住民税	
3	住宅手当		健康保険料	
4	通勤手当( ) 月分)		介護保険料	
5	時間外手当		厚生年金保険料	
6	手当		雇用保険料	
7			財形貯蓄(年金・住宅一般)	
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
口座振込額				

日付	収入項目	支給額 (円)	控除又は納付項目	控除又は納付額 (円)
1	賞与 (ボーナス)		所得税	
2			健康保険料	
3			介護保険料	
4			厚生年金保険料	
5			雇用保険料	
6			財形貯蓄(年金・住宅一般)	
7				
8				
9				
口座振込額				

日付	収入項目	支給額 (円)	控除又は納付項目	控除又は納付額 (円)
1	( ) 年金		介護保険料	
2	( ) 年金		後期高齢者医療保険料	
3	( ) 年金		所得控除等	
4			個人住民税	
5			国民健康保険料(税)	
6				
7				
8				
9				
口座振込額				

III 現金収入又は現金支出

日付	収入の品名及び用途	現金収入(円)	現金支出(円)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
合計			
本日の現金残高(円)			

前期からの繰越金 (円)

(手持ち現金)

IV クレジット・電子マネーなど現金以外による購入

品名、用途及び購入方法 該当する番号を○で囲んでください。→	電子マネー							金額 自分の店の商品は、 現金扱いに入ります。 (円)
	1 クレジットカード	2 電子マネー	3 現金	4 商品	5 ポイント	6 口座	7 自分の店の商品	
1	1	2	3	4	5	6	7	
2	1	2	3	4	5	6	7	
3	1	2	3	4	5	6	7	
4	1	2	3	4	5	6	7	
5	1	2	3	4	5	6	7	
6	1	2	3	4	5	6	7	
7	1	2	3	4	5	6	7	
8	1	2	3	4	5	6	7	
9	1	2	3	4	5	6	7	
10	1	2	3	4	5	6	7	
11	1	2	3	4	5	6	7	
12	1	2	3	4	5	6	7	
13	1	2	3	4	5	6	7	
14	1	2	3	4	5	6	7	
15	1	2	3	4	5	6	7	
16	1	2	3	4	5	6	7	
17	1	2	3	4	5	6	7	
18	1	2	3	4	5	6	7	
19	1	2	3	4	5	6	7	
20	1	2	3	4	5	6	7	
21	1	2	3	4	5	6	7	
22	1	2	3	4	5	6	7	
23	1	2	3	4	5	6	7	
24	1	2	3	4	5	6	7	
25	1	2	3	4	5	6	7	
26	1	2	3	4	5	6	7	
27	1	2	3	4	5	6	7	
28	1	2	3	4	5	6	7	
29	1	2	3	4	5	6	7	
30	1	2	3	4	5	6	7	

備考 [ ]

日付 月

III 現金収入又は現金支出

収入の品名及び用途	現金収入(円)	現金支出(円)
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
合計		

本日の現金残高(円)

第2号様式

秘

東京都生計分析調査  
都指統調査第2号

年間収入調査票

東京都

この調査にお答えいただいた内容は、統計以外の目的、例えば税金の徴収などに使用することは絶対にありません。

おねがい 家計簿により月々の家計収支を御報告いただいておりますが、各御家庭での生活設計や消費の実態が、ほぼ1年間を単位として行われているのが実情ですので、1年間の収入と月々の家計との関係を明らかにすることが是非とも必要となります。このため、年間収入の調査を行うことになりましたので、御協力をお願いします。  
なお、この調査票を2期の家計簿と一緒に調査員にお渡しください。

問 お宅の過去1年間のいっさいの収入（勤め先の収入・事業収益・内職収入・財産収入など）は、合計して（税込み）いただきたいのくらしいになりますか。  
なお、世帯主の分が家族の分からはつきりしないものは、世帯主の欄に記入してください。

(1) 勤め先年間収入	定期収入	賃手・その他の	(世帯主)	(家族)
	万円	万円	万円	万円
(2) 営業年間収益	万円	万円	万円	万円
(3) 内職年間収入	万円	万円	万円	万円
(4) その他の年間収入	万円	万円	万円	万円

東京都記入欄

- 勤め先年間収入 定期収入とは.....毎月支給される本給、出来高歩合金、扶養手当などの諸手当の総額をいいます。賃手・その他の臨時収入とは.....毎月支給される給料以外で、夏期、年末、年度末などに特別に支給されるものの及びその月に限って支給される手当などをいいます。
- 営業年間収益とは.....売上高から、仕入高、原材料費、人件費、消耗品費、事業税、固定資産税などの経費を差し引いた利益をいいます。
- 内職年間収入とは.....内職収入から、それに要した材料費などを差し引いた利益をいいます。
- その他の年間収入とは.....株式配当金、預金利息、恩給、年金、家賃収入などをいいます。
- 退職金や土地、家屋などの財産売却によって得た収入は、上記のいずれにも含まれません。

区市町村番号及び単位区符号	調査世帯番号	記入開始の月
		年 月

第3号様式

秘

東京都生計分析調査  
世帯票

都指統調査第2号

2人以上	市町村番号 ー 単位区符号	調査世帯番号	一連世帯番号	調査員名	担当者名	記入開始	年 月 日	記入終了	年 月 日
1 勤労	住所	電話							
2 無職	世帯主名								
3 勤・無以外									

(1) 氏名及び世帯主との続き柄	(2) 性別	(3) 満年齢	(4) 就業別			(5) 名称	(6) 事業内容	(7) 本人のしている仕事の内容	(8) 雇用者数又は使用人数	(9) 給与支給予定日	(10) 産業	(11) 職業	(12) 副業等の状況			(13) 在学者の学校の種別							(15) 専修学校・専門学校	(16) 各種学校・塾など	
			1 正職	2 正職以外	3 非就業								1 専業	2 兼業	3 内職	1 国立	2 私立	3 青学	4 推学	5 学学	6 高専	7 大・大			8 大・大
1 世帯主	本人	1 2	1 2 3	1 2 3				民営・自営・官公	人				1 2 3	1 2	1 2 3 4 5 6 7 8 9										
2		1 2	1 2 3	1 2 3				民営・自営・官公	人				1 2 3	1 2	1 2 3 4 5 6 7 8 9										
3		1 2	1 2 3	1 2 3				民営・自営・官公	人				1 2 3	1 2	1 2 3 4 5 6 7 8 9										
4		1 2	1 2 3	1 2 3				民営・自営・官公	人				1 2 3	1 2	1 2 3 4 5 6 7 8 9										
5		1 2	1 2 3	1 2 3				民営・自営・官公	人				1 2 3	1 2	1 2 3 4 5 6 7 8 9										
6		1 2	1 2 3	1 2 3				民営・自営・官公	人				1 2 3	1 2	1 2 3 4 5 6 7 8 9										

(17) 住居の所有関係	(18) 家族で同居していない者の数	(19) 職能形態	世帯人員	就業人員	人
1 持ち家（一戸建）	1 学業等のため	1 経営職	人	人	
2 持ち家（その他）	2 入院・介護施設に入所	2 管理職			
3 民営の賃貸住宅（借間を含む）	3 その他	3 専門職			
4 公営の賃貸住宅		4 事務職			
5 都市再生機構・公社等の賃貸住宅		5 技術職			
6 給与住宅（社宅・公務員住宅など）		6 商工職			
		7 技能・労務職			
		8 その他			
		9 無職			

※臨時交替の場合に前調査世帯について記入します。

調査世帯番号	一連世帯番号	世帯主氏名	記入終了年月日	交替の理由
			年 月 日	

備考 特に説明を要する事項、例えば無償家賃の事情などを記入します。

●東京都告示第千二百九十六号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和五年十二月二十五日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

一 検査地域 品川区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 令和六年一月三十日から同年三月二十六日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

- (一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、検査を実施する。
- (二) (一)のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

●東京都告示第千二百九十七号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和五年十二月二十五日  
東京都計量検定所長 戸 澤 互

一 検査地域 板橋区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 令和六年一月二十五日から同年三月二十九日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

- (一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、検査を実施する。
- (二) (一)のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関

一般社団法人東京都計量協会  
の名称

●東京都告示第千二百九十八号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和五年十二月二十五日

東京都計量検定所長 戸 澤 互

一 検査地域 江戸川区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 令和六年二月一日から同年三月二十九日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所

- (一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、検査を実施する。
- (二) (一)のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関

一般社団法人東京都計量協会  
の名称

●東京都告示第千二百九十九号

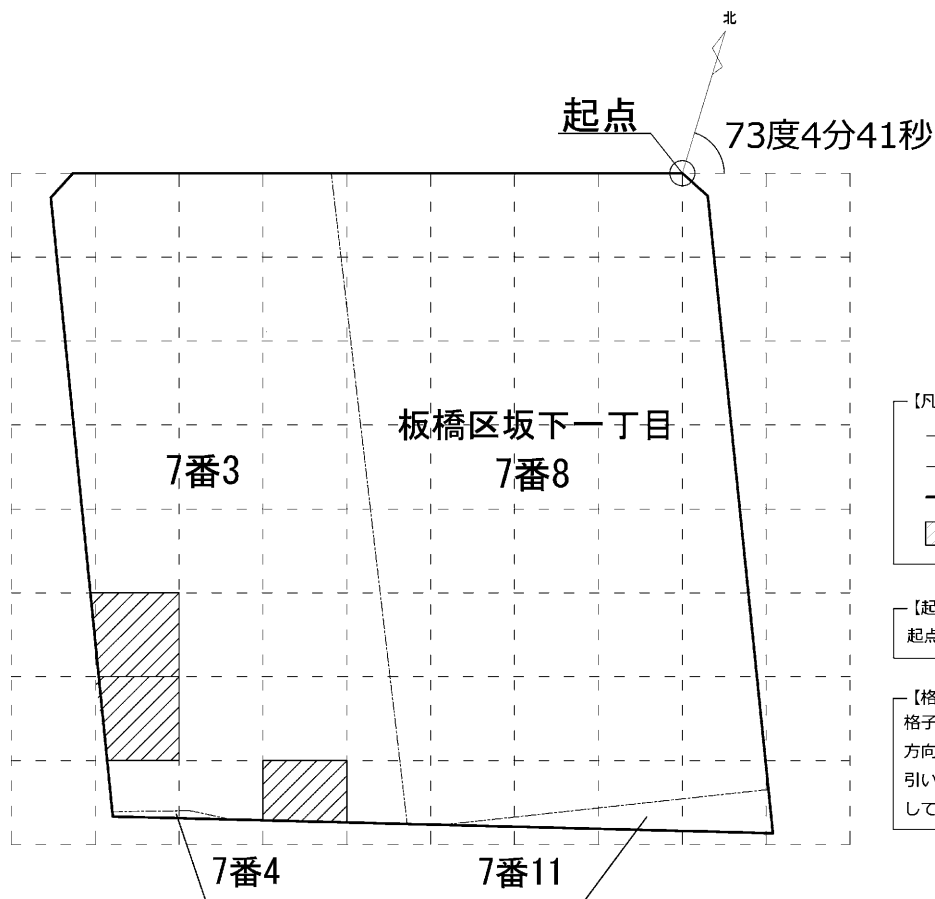
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年十二月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (板橋区坂下一丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一條第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

### 別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、板橋区坂下一丁目7番8の最北端とする。

【格子の回転角度 (73度4分41秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千三百号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第二十七條第四項の規定により、東京都弁護士国民健康保険組合規約の一部変更について届出があったので、国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)第七條第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和五年十二月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

変更事項 変更前 変更後 変更年月日  
事務所の 東京都千代田区 東京都港区虎ノ 令和五年十  
所在地 霞が関一丁目一 門五丁目一番五 二月二十五  
番三号弁護士会 号メトロシティ 日  
館十四階 神谷町七階

公 告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十四條第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九條第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和五年十二月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 名称  
NPO法人アイアイスクール
- 二 代表者の氏名  
後藤 紀子
- 三 主たる事務所の所在地

四 認定の有効期間

品川区西五反田八丁目一番十三号 タケウチビル二階  
令和五年十月三十一日から令和十年十月三十日まで

一 名称

特定非営利活動法人ピースプロジェクト

二 代表者の氏名

加藤 勉

三 主たる事務所の所在地

千代田区岩本町二丁目一番十五号

四 認定の有効期間

令和五年十一月二日から令和十年十一月一日まで

一 名称

NPO法人就労継続支援A型事業所全国協議会

二 代表者の氏名

久保寺 一男

三 主たる事務所の所在地

豊島区北大塚三丁目三十四番七号

四 認定の有効期間

令和五年十一月七日から令和十年十一月六日まで

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九條第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。  
令和五年十二月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

開発区域又は工区に  
含まれる地域の名称  
住所及び氏名

あきる野市五日市字道下三百 新宿区高田馬場三丁目四十二番一、三百二十二番一、六番二十五号  
アイディホーム株式会社  
代表取締役 富田 博文

同番四及び三百二十四番一  
アイディホーム株式会社  
代表取締役 富田 博文

国立市大字谷保字東之原四千二百七十七番一の一部  
西東京市東伏見三丁目六番十九号  
タクトホーム株式会社  
代表取締役 小寺 一裕

国分寺市並木町二丁目十一番 武蔵野市吉祥寺北町一丁目一、同番一地先、同番七、十二番五、同番十二及び同番十三  
兼六土地建物株式会社  
代表取締役 鍵市 佳克

昭島市中神町二丁目九番及び十番一から同番三まで  
昭島市中神町一丁目十二番十一号  
中野 勝子

昭島市中神町一丁目十二番十一号  
中野 陽介

青梅市新町一丁目九番九  
福生市牛浜百五十二番地四  
株式会社日商  
代表取締役 常見 富隆

武蔵野市境五丁目十四番十四一S一七〇八号アライト  
シテイ  
長谷川雅江

東京都環境影響評価条例に基づく工完了の  
届出について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第六十八條第一項の規定に基づき、春日・後楽園駅前地区市街地再開発事業について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第六十八條第一項の規定に基づき、春日・後楽園駅前地区市街地再開発事業について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第六十八條第一項の規定に基づき、春日・後楽園駅前地区市街地再開発事業について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第六十八條第一項の規定に基づき、春日・後楽園駅前地区市街地再開発事業について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第六十八條第一項の規定に基づき、春日・後楽園駅前地区市街地再開発事業について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第六十八條第一項の規定に基づき、春日・後楽園駅前地区市街地再開発事業について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第六十八條第一項の規定に基づき、春日・後楽園駅前地区市街地再開発事業について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。)第六十八條第一項の規定に基づき、春日・後楽園駅前地区市街地再開発事業について

て、次のとおり工事完了の届出があったので、同条第二項において準用する条例第六十六条第二項の規定により公告する。

令和五年十二月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

春日・後楽園駅前地区市街地再開発組合

理事長 杉田 明治

文京区小石川三丁目一番二号 ユニオン小石川ビル二階

二 対象事業の名称

春日・後楽園駅前地区市街地再開発事業

三 工事着手の年月日

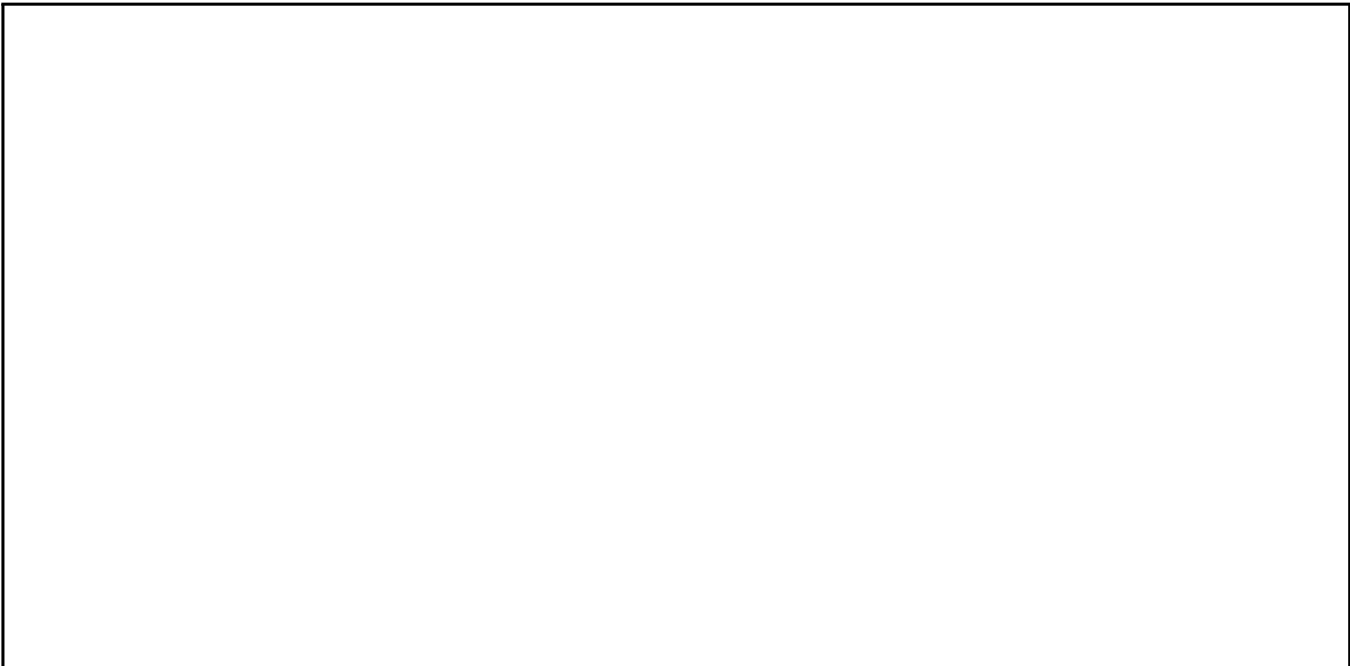
平成二十七年十二月十四日

四 工事完了の年月日

令和五年十一月三十日

五 届出日

令和五年十二月八日



発行  
東京  
東京都新宿区西新宿三丁目八番一  
号  
電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七  
号  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001